健発 0719 第 3 号 令和元年 7 月 19 日

各

都道府県衛生主管部(局)長

あんゲノム医療中核拠点病院の長

かんゲノム医療中核拠点病院の長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針の一部改正について

がんゲノム医療中核拠点病院等については、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」(平成29年12月25日健発第1225第3号厚生労働省健康局長通知)の別添「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」(以下「指針」という)を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので通知する。都道府県衛生主管部(局)長においては貴管下医療機関及び関係団体へ、がんゲノム医療中核拠点病院の長においてはがんゲノム医療連携拠点病院等への周知をお願いする。